

令和 8 年度 長野県医師の勤務・生活環境改善のための 施設整備事業実施要綱

1 事業目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師の確保が困難な地域などを「重点医師偏在対策支援区域」（以下「支援区域」という。）と設定した上で、支援区域における医療機関の宿直室等の施設整備を行うことにより、医師の勤務・生活環境を改善することで医師の離職防止や新たに勤務する医師の増加を図り、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

2 事業実施主体

長野県が定める支援区域において、医師の勤務・生活環境改善を行う医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関の開設者とする。

3 事業内容

宿直室・医局・更衣室・浴室等の医師の勤務・生活環境改善に資する施設整備に対する支援を行う。

4 支援区域

本事業における支援区域は、次の表のとおりとする。

医師偏在指標の区域 (令和 8 年 4 月 1 日現在)	二次医療圏	対象市町村
医師少数区域	上小	上田市、東御市、青木村、長和町
	上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村
	飯伊	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
	木曽	上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町
少数でも多数でもない区域	諏訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村
	大北	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
	長野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町
	北信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村
医師多数区域	佐久	小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町
	松本	麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村

附 則（令和 8 年 6 月 23 日付け 8 医看第 101 号）

この要綱は、令和 8 年度の補助金に適用する。